

令和 6 年 第 2 回 東 浦 町 議 会 定 例 会 議 案

令 和 6 年 6 月 4 日 提 出

目 次

同意第1号	固定資産評価審査委員会委員の選任について・・・・・・・・・・	1
承認第2号	東浦町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて・・・・・・・・・・	2
承認第3号	東浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて・・・・・・・・・・	32
承認第4号	東浦町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて・・・・・・・・・・	35
承認第5号	令和6年度東浦町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて・・・・・・・・・・	42
承認第6号	令和6年度東浦町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて・・・・・・・・・・	46
承認第7号	令和6年度東浦町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて・・・・・・・・・・	50
議案第25号	東浦町水道事業及び下水道事業審議会条例の制定について・・・・・・・・	54
議案第26号	東浦町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について	56
議案第27号	令和6年度東浦町一般会計補正予算（第5号）・・・・・・・・・・	57
議案第28号	令和6年度東浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）・・	60
議案第29号	令和6年度東浦町下水道事業会計補正予算（第1号）・・・・・・・・	62
議案第30号	工事請負契約の締結について（於大公園再整備工事（6－1））・・	63
議案第31号	工事請負契約の締結について（小中学校校舎照明LED化工事（その2））・・・・・・・・・・	64
議案第32号	令和5年度東浦町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について・・	65

同意第 1 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を令和 6 年 7 月 1 日から固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 6 月 4 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

戸 田 宏 和

東浦町大字緒川 昭和 37 年生

提案理由

固定資産評価審査委員会委員戸田宏和の任期が、令和 6 年 6 月 30 日をもって満了となることに伴い、次期委員を選任するため提案するものである。

承認第2号

東浦町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月4日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 30 日

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町税条例の一部を改正する条例
東浦町税条例（昭和 29 年東浦町条例第 48 号）の一部を次のように改正する。
次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
（町民税の減免） 第 49 条 略 2 前項の規定により町民税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。<u>ただし、町長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、町民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u> （1）から（3）まで 略 3 第 1 項の規定により町民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合に<u>は、直ちにそのむねを町長に申告しなければならない。</u> （固定資産税の減免） 第 65 条 略 2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。<u>ただし、町長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のい</u>	（町民税の減免） 第 49 条 略 2 前項の規定によって町民税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。 （1）から（3）まで 略 3 第 1 項の規定によって町民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合<u>においては、直ちにそのむねを町長に申告しなければならない。</u> （固定資産税の減免） 第 65 条 略 2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。

いずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) から (5) まで 略

3 第1項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

(特別土地保有税の減免)

第125条の3 略

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日前までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。ただし、町長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) から (3) まで 略

3 第1項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

附 則

(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)

第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項

(1) から (5) まで 略

3 第1項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

(特別土地保有税の減免)

第125条の3 略

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日前までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) から (3) まで 略

3 第1項の規定によって特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

附 則

及び次項において「損失対象金額」という。)について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第33条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第33条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第35条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについて

やむを得ない理由があると町長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第33条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除)

第7条の5 令和6年度分の個人の町民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき町民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第33条の3、第33条の6から第33条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第33条の7第2項、第45条の5第1項及び前条の規定の適用については、第33条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第33条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

の6第2項及び第5条の8第6項」と、
第45条の5第1項中「課した」とある
のは「附則第7条の5第1項の規定の適
用がないものとした場合に課すべき」
と、「の前々年中」とあるのは「の同項の
規定の適用がないものとした場合にお
ける前々年中」と、「前々年中」とある
のは「附則第7条の5第1項の規定の
適用がないものとした場合における
前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の町民税の納税通
知書に関する特例)

第7条の6 令和6年度分の個人の町民
税に限り、個人の町民税の納税通知書に
記載すべき各納期の納付額については、
第40条の規定にかかわらず、次に定め
るところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別
税額控除前の普通徴収に係る個人の
町民税の額(前条第1項の規定の適用
がないものとした場合に算出される
普通徴収に係る個人の町民税の額を
いう。)、特別税額控除前の普通徴収に
係る個人の県民税の額(法附則第5条
の8第1項及び第2項の規定の適用
がないものとした場合に算出される
普通徴収に係る個人の県民税の額を
いう。)及び普通徴収に係る森林環境
税の額の合算額(以下この号において
「特別税額控除前の普通徴収に係る
個人の住民税の額」という。)からそ
の者の普通徴収に係る個人の町民税
の額、普通徴収に係る個人の県民税の
額及び普通徴収に係る森林環境税の
額の合算額を控除した額(以下この項
において「普通徴収の個人の住民税に
係る特別税額控除額」という。)がそ

の者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第39条第1項に規定する第1期の納期(以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。)においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第39条第1項に規定する第2期の納期(以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。)においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第39条第1項に

規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

（3）特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

（4）特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の町民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の町民税（第1期納期から第45条第1項の規定により普

通徴収の方法によって徴収されること
となったものを除く。）を同項の規定に
より普通徴収の方法によって徴収する
場合については、前項の規定は、適用し
ない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得
に係る個人の町民税に関する特例）

第7条の7 令和6年度分の個人の町民
税に限り、第45条の2第1項の規定に
より特別徴収の方法によって徴収すべ
き公的年金等に係る所得に係る個人の
町民税（第3項において「年金所得に係
る特別徴収の個人の町民税」という。）
の額及び同条第2項の規定により普通
徴収の方法によって徴収すべき公的年
金等に係る所得に係る個人の町民税の
額については、次に定めるところによ
る。

（1）特別税額控除対象納税義務者の特別
税額控除前の年金所得に係る個人の
町民税の額（附則第7条の5第1項の
規定の適用がないものとした場合に
算出される第45条の2第1項に規定
する前年中の公的年金等に係る所得
に係る所得割額及び均等割額（これと
併せて賦課徴収を行う森林環境税額
を含む。以下この号及び第5号におい
て同じ。）の合算額（以下この号及び
第5号において「年金所得に係る所得
割額及び均等割額の合算額」という。）
をいう。以下この号及び第3項第1号
において同じ。）からその者の年金所
得に係る所得割額及び均等割額の合
算額を控除した額（以下この項及び第
3項において「年金所得に係る個人の
町民税に係る特別税額控除額」とい
う。）がその者の特別税額控除前の普

通徴収に係る個人の町民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の町民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第45条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特

別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

（2）特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

（3）特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額

とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する

税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第45条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

- 3 令和6年度分の個人の町民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の町民税の額(第1項の規定の適用があるものを除く。)については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の

額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額から第 45 条の 5 第 1 項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を 3 で除して得た金額（当該金額に 100 円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に 2 を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10 月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から 11 月 30 日までの間においてはその者の 10 月分金額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年 12 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

（2）特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の 10 月分金額以上であり、かつ、その者の 10 月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から 11 月 30 日までの間における税額はないものとし、同年 12 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの間においてはその者の 10 月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係

る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第45条の5第2項の規定により読み替えられた第45条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

- 4 前項の規定の適用がある場合における第45条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

- 5 令和6年度分の個人の町民税につき第45条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の町民税の特別税額控除)

- 第7条の8 令和7年度分の個人の町民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除

すべき町民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第33条の3、第33条の6から第33条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)

第8条 略

2 前項に規定する各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第35条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る町民税の所得割の額は、第32条から第33条の3まで、第33条の6から第33条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 前項の規定の適用がある場合における第33条の9第1項、附則第7条の5第1項及び前条の規定の適用については、第33条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第8条第2項」と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例

(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)

第8条 略

2 前項に規定する各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第35条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る町民税の所得割の額は、第32条から第33条の3まで、第33条の6から第33条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 前項の規定の適用がある場合における第33条の9第1項の規定の適用については、同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第8条第2項」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例

で定める割合) 第10条の2 略 2から13まで 略 <u>14 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は7分の6とする。</u> <u>15 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</u> <u>16 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</u> <u>17 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</u> <u>18 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>19 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>20 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>21 略</u> <u>22 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2と</u>	で定める割合) 第10条の2 略 2から13まで 略 <u>14 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</u> <u>15 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</u> <u>16 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</u> <u>17 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>18 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>19 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>20 略</u> <u>21 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>22 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2と</u>
---	---

する。 23 <u>法附則第 15 条第 37 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</u> 24 <u>法附則第 15 条第 38 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</u> 25 <u>法附則第 15 条第 41 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 1 とする。</u> 26 <u>法附則第 15 条第 42 項に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。</u> 27 略 28 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第 10 条の 3 略 2 略 3 <u>町長は、法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）第 5 条第 4 項に規定する管理者等から、法附則第 15 条の 7 第 3 項に規定する期間内に施行規則附則第 7 条第 4 項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項又は第 2 項の規定を適用することができる。</u> 4 略 5 略	する。 23 <u>法附則第 15 条第 38 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</u> 24 <u>法附則第 15 条第 42 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 1 とする。</u> 25 <u>法附則第 15 条第 43 項に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。</u> 26 略 27 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第 10 条の 3 略 2 略 3 略 4 略
--	---

<u>6</u> 略	<u>5</u> 略
<u>7</u> 略	<u>6</u> 略
<u>8</u> 略	<u>7</u> 略
<u>9</u> 法附則第 15 条の 9 第 4 項の高齢者等居住改修住宅又は同条第 5 項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 4 項に規定する居住安全改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則 <u>附則第 7 条第 9 項各号</u> に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1) から (7) まで 略	<u>8</u> 法附則第 15 条の 9 第 4 項の高齢者等居住改修住宅又は同条第 5 項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 4 項に規定する居住安全改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則 <u>附則第 7 条第 8 項各号</u> に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1) から (7) まで 略
<u>10</u> 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修等住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則 <u>附則第 7 条第 10 項各号</u> に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1) から (6) まで 略	<u>9</u> 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修等住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則 <u>附則第 7 条第 9 項各号</u> に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1) から (6) まで 略
<u>11</u> 法附則第 15 条の 9 の 2 第 1 項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則 <u>附則第 7 条第 11 項各号</u> に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1) から (6) まで 略	<u>10</u> 法附則第 15 条の 9 の 2 第 1 項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則 <u>附則第 7 条第 10 項各号</u> に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1) から (6) まで 略
<u>12</u> 法附則第 15 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改	<u>11</u> 法附則第 15 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改

修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) から (6) まで 略

13 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) から (5) まで 略

14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) から (4) まで 略

(5) 施行規則附則第7条第18項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に

修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) から (6) まで 略

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) から (5) まで 略

13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) から (4) まで 略

(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に

要した費用 (6) 略 15. 略 (土地に対して課する<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義) 第11条 略 (<u>令和7年度又は令和8年度</u>における土地の価格の特例) 第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第57条の2の規定にかかわらず、<u>令和7年度分又は令和8年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。 2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地</u>であって、<u>令和8年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第57条の2の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。 (宅地等に対して課する<u>令和6年度から</u>	要した費用 (6) 略 14. 略 (土地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義) 第11条 略 (<u>令和4年度又は令和5年度</u>における土地の価格の特例) 第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第57条の2の規定にかかわらず、<u>令和4年度分又は令和5年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。 2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地</u>であって、<u>令和5年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第57条の2の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。 (宅地等に対して課する<u>令和3年度から</u>
--	--

令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当

令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固

該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第 1 項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額 (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額 (当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受け

定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第 1 項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和 4 年度分及び令和 5 年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額 (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額 (当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受け

る商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の特例)

- 第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第21条第1項の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3(法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。
(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る令和6年度から令和

る商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準 0.7 を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額
(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の特例)

- 第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3(法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。
(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る令和3年度から令和

8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

表 略

（特別土地保有税の課税の特例）

第 15 条 附則第 12 条第 1 項から第 5 項までの規定の適用がある宅地等（附則第 11 条第 2 号に掲げる宅地等をいうものとし、法第 349 条の 3、第 349 条の 3 の 2 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の特別土地保有税については、第 123 条第 1 号及び第 130 条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第 12 条第 1 項から第 5 項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

表 略

（特別土地保有税の課税の特例）

第 15 条 附則第 12 条第 1 項から第 5 項までの規定の適用がある宅地等（附則第 11 条第 2 号に掲げる宅地等をいうものとし、法第 349 条の 3、第 349 条の 3 の 2 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の特別土地保有税については、第 123 条第 1 号及び第 130 条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第 12 条第 1 項から第 5 項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第 11 条の 5 第 1 項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成 18 年 1 月 1 日から<u>令和 9 年 3 月 31 日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第 123 条第 2 号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に 2 分の 1 を乗じて得た額」とし、「令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格」とあるのは「令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格（法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に 2 分の 1 を乗じて得た額」とする。 3 から 5 まで 略 （上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例） 第 16 条の 3 略 2 略 3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （1）から（4）まで 略 <u>（5）附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 16 条の 3 第 1 項の規定による町民税の所得割の額」とする。</u> （土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例） 第 16 条の 4 略 2 略 3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	2 法附則第 11 条の 5 第 1 項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成 18 年 1 月 1 日から<u>令和 6 年 3 月 31 日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第 123 条第 2 号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に 2 分の 1 を乗じて得た額」とし、「令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格」とあるのは「令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格（法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に 2 分の 1 を乗じて得た額」とする。 3 から 5 まで 略 （上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例） 第 16 条の 3 略 2 略 3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （1）から（4）まで 略 （土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例） 第 16 条の 4 略 2 略 3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
---	--

(1) から (4) まで 略 <u>(5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 16 条の 4 第 1 項の規定による町民税の所得割の額」とする。</u> 4 略 (長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例) 第 17 条 略 2 略 3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) から (4) まで 略 <u>(5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 17 条第 1 項の規定による町民税の所得割の額」とする。</u> (短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例) 第 18 条 略 2 から 4 まで 略 5 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) から (4) まで 略 <u>(5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 18 条第 1 項の規定による町民税の所得割の額」とする。</u> (一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例) 第 19 条 略	(1) から (4) まで 略 4 略 (長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例) 第 17 条 略 2 略 3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) から (4) まで 略 (短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例) 第 18 条 略 2 から 4 まで 略 5 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) から (4) まで 略 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例) 第 19 条 略
---	---

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) から (4) まで 略 <u>(5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 19 条第 1 項の規定による町民税の所得割の額」とする。</u> (先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例) 第 20 条 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) から (4) まで 略 <u>(5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条第 1 項の規定による町民税の所得割の額」とする。</u> (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例) 第 20 条の 2 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) から (4) まで 略 <u>(5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条の 2 第 1 項の規定による町民税の所得割の額」とする。</u> 3 及び 4 略 5 第 3 項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) から (4) まで 略	2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) から (4) まで 略 (先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例) 第 20 条 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) から (4) まで 略 (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例) 第 20 条の 2 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) から (4) まで 略 3 及び 4 略 5 第 3 項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) から (4) まで 略
--	--